

参考として、関係法令等の一部を掲げます。詳細については各応募者でご確認ください。

（１）地方自治法（抄）（昭和22年4月17日法律第67号）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（２）児童福祉法（抄）（昭和22年12月12日法律第164号）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障される

こと、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 (略)

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 (略)

三 (略)

③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(3)府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成15年12月24日条例第34号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市の公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせるもの（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う業務
- (3) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に関する事項（利用料金を導入する指定管理施設に限る。）
- (4) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申込資格
- (6) 申込受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申込み)

第3条 申込者は、規則で定める指定申込書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申し込まなければならない。

- (1) 管理を行う施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 申込資格を有していることを証する書類
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長等が別に定める書類

(選定の基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、施設の管理を行うに最も適当と認める申込者を指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあった施設の性質又は目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定候補者の選定の例外)

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、公募によらず指定候補者を選定することができるものとする。

- (1) 施設の性格、規模、機能その他の事情を考慮し、公募に適さないと認める場合
- (2) 公募に対して申込みが無い場合
- (3) 前条の規定による審査の結果、適当と認める者がいない場合
- (4) 指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合
- (5) 第13条の規定により指定を取り消した場合において、改めて公募を行う時間的余裕がない場合
- (6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の

規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとする場合

(7) その他市長等が公募によらず選定する必要があると認める場合

2 前項の規定により、公募によらず指定候補者を選定しようとするときは、当該法人その他の団体に対して第3条に規定する指定申込書の提出を求め、その選定については前条の規定を準用する。ただし、前項第6号の事由により指定候補者を選定しようとするときはこの限りでない。

(選定結果の通知)

第6条 市長等は、第4条及び前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申込者及び前条の規定により指定申込書の提出を求めた法人その他の団体に通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の指定を行ったときは、その旨を周知するものとする。

(指定管理者の法人格の異動)

第8条 第4条若しくは第5条の規定により指定候補者として選定された者又は前条第1項の規定により指定管理者に指定された者は、その法人格に異動が生じる場合は、あらかじめ市長等へ届け出なければならない。

2 市長等は、前項の規定による届出を受けたときは、第4条の規定により必要な審査を行い、法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決に付さなければならない。

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けた法人その他の団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項（利用料金を導入する指定管理施設に限る。）
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 責任分担に関する事項
- (6) 指定の取消しに関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出等)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後（第7条の指定を受けた期間が1年間であった場合においては、指定期間満了後）60日以内に、指定を受けた施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定により指定を取り消し、又は年度末を含む期間の業務の停止をされたとき（以下「処分を受けた日」という。）は、その日から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 市長等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、定期又は必要に応じ、指定管理者に対し、その管

理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（個人情報の安全管理及び秘密を守る義務）

第12条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、また同様とする。

（指定の取消し等）

第13条 市長等は、指定管理者が前3条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰する事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長等は、その賠償の責めを負わない。

3 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

（原状回復義務）

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

（市長等による臨時の管理）

第15条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要と認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるまでの間、当該公の施設の管理業務を行うことができる。

（1）第3条の規定による申込がなかったこと、第4条の規定による候補者の選定ができなかったことその他の事由により指定管理者の指定をすることができなかったとき。

（2）第13条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（3）その他公の施設の管理を指定管理者に行わせることができなくなったとき。

（損害賠償義務）

第16条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（4）府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成15年12月25日規則第64号）

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の募集）

第2条 条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、府中市役所前掲示場への掲示又は府中市広報若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込者は、団体であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わないものとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 本市又は他の地方公共団体から、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から2年を経過しない者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

2 複数の団体が共同して構成するもの（以下「共同企業体」という。）が条例第3条の規定による申込み（以下単に「申込み」という。）を行う場合は、その構成団体のそれぞれについて前項の規定を適用するものとする。

(指定申込書の提出等)

第4条 条例第3条に規定する規則で定める指定申込書（以下「申込書」という。）は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第3号に規定する申込資格を有していることを証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の記載事項証明
- (3) 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (4) 申込資格に関する誓約書（別記様式第2号）

3 条例第3条第4号に規定する当該団体の経営状況を説明する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申込書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (2) 申込書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の収支報告書及び事業報告書

4 共同企業体が申込みを行う場合は、前2項に掲げる書類については構成団体ごとに提出しなければならない。

(指定の通知)

第5条 条例第7条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、別記様式第3号により指定管理者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(5)府中市こどもの国条例(平成5年3月30日条例第1号)

(目的及び設置)

第1条 こどもに考え、学び、遊ぶ機会を与え、自然に囲まれた環境で個性と創造性を育み、木をこどもの頃から身近に使っていくことを通じて人と森、木との関わりを主体的に考えることのできる豊かな心を醸成するとともに、郷土への愛着心を深め、もってこどもの健全な成長に寄与するため、府中市こどもの国（以下「こどもの国」という。）を設置する。

(位置)

第2条 こどもの国は、府中市土生町に置く。

第3条 こどもの国の名称及び施設は、次のとおりとする。

(1) 名称 POM (ポム)

(2) 施設

ア 府中市児童会館（以下「児童会館」という。）

イ こどもの広場

ウ 桜つつみ

エ 水辺のプラザ

(事業)

第4条 こどもの国は、次の事業を行う。

(1) こどもの国の使用に関すること。

(2) 児童福祉及び児童文化に関する資料の収集、整理、展示、利用及び交換に関すること。

(3) 児童福祉の行事に関すること。

(4) 児童の健全な育成についての相談に関すること。

(5) 児童厚生施設、児童の福祉を増進することを目的とする組織等との連絡に関すること。

(6) 乳幼児等の一時預かりに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(管理)

第5条 こどもの国の管理は、別に定めるところにより市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(行為の禁止)

第6条 こどもの国の施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設又は附属設備等を破損又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼす危険な行為又は秩序若しくは風俗を乱す行為をすること。

(3) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 児童の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 管理運営上必要な指示に従わないとき。

(5) 市長の許可なく、露店、行商、募金、宣伝、興行その他これらに類する行為を行うとき。

(6) その他管理上支障のあるとき。

(使用の範囲)

第8条 児童会館の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）は、こどもの国が主催し、又は共催する行事以外に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、施設等を貸館により使用することができる。

(1) 児童の福祉増進の事業に従事する者

(2) 子育て世代の活動を支援する事業に従事する者

(3) 市長が必要と認めた者

(使用許可)

第9条 前条第2項の規定により施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に、施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「貸館使用者」という。）は、市長が指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

4 貸館使用者は、施設等を使用の許可を受けた使用目的以外の目的に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第10条 貸館使用者が特別の設備をし、若しくは附属設備等に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、使用申請の際にその旨を申請して市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により市長が使用を許可した場合において、施設等の使用後もなお貸館使用者が自ら備え付けた特別の設備、持ち込んだ器具等（以下この条において「残置物」という。）を撤去しないときは、市長は、貸館使用者の同意を得た上で、その残置物を撤去し、又は処分することができる。

3 前項の場合において、現に残置物を撤去し、又は処分した場合は、市長は、貸館使用者に対し、その費用を請求することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、貸館使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件又は市長の指示に従わないとき。

(4) その他施設等の管理上支障があるとき。

2 貸館使用者が前項の規定による処分により損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(使用料等)

第12条 貸館使用者は、使用の許可の際に、別表に定める額を使用料として納付しなければならない。

2 前項の許可に係る使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合、貸館使用者は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める金額により算定した額の合計額（以下「利用料金」という。）を指定管理者に前納しなければならない。

4 前項の規定に関わらず、使用者がクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済の方法（指定管理者が指定したものに限る。）により利用日までに納付の手続を行ったときは、貸館使用者が利用日において前項の規定による納付をしたものとみなす。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、前条の規定にかかわらず特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、前条の規定にかかわらず特別の理由があると認めるときは、別に市長が定める範囲に従い、利用料金を減免することができる。

(使用料等の還付)

第14条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

（実費の負担）

第15条 こどもの国が行う事業で実習等を伴う場合は、材料費等の実費を参加者に負担させることができる。

（原状回復の義務）

第16条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに、原状に復さなければならない。第11条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第17条 使用者は、施設等を破損又は滅失したとき（使用者の行う催物についての入場者による場合等を含む。）は、その損害を賠償しなければならない。

（立入り等）

第18条 使用者は、市長が施設の管理上必要な職務を行うため使用中の施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

2 前項の規定により使用中の施設に立ち入る者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（開館時間及び開館日）

第19条 こどもの国の開館時間及び開館日は、次のとおりとする。

（1） 開館時間 午前9時から午後6時まで

（2） 開館日 月曜日から水曜日まで及び金曜日から日曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を含むものとし、休日に当たる木曜日も同様とする。）。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

2 前項の規定により休日に当たる木曜日を開館日とした場合は、当該日の前後1週間以内の日を休館日とすることができる。この場合において、当該休館日は、原則として土曜日、日曜日又は休日に当たる日以外の日とするものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、開館時間及び開館日を変更することができる。ただし、開館時間については、原則として午前10時から午後6時までの時間を含む9時間以上としなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第5条の規定により、こどもの国の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び開館日を変更することができる。ただし、開館時間については、原則として午前10時から午後6時までの時間を含む9時間以上としなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第20条 指定管理者は、当該指定を受けたこどもの国（以下「指定管理施設」という。）において、次の業務を行うものとする。

（1） 指定管理施設の使用許可に関する業務

（2） 指定管理施設の維持管理に関する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

（指定管理者への適用）

第21条 第5条の規定により、指定管理者にこどもの国の管理を行わせる場合における第7条、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項及び第18条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（運営協議会の設置）

第22条 こどもの国の運営について、市長の諮問に応じ重要事項を審議するため、府中市こどもの国運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内で組織する。

3 協議会の委員及びその任期並びに運営に関し必要な事項は、別に定める。

（報酬等）

第23条 協議会の委員の報酬等は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）により支給する。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第12条関係）

施設名	単位	金額
アクトギャラリー（サークル活動室）	1時間につき	500円
クラフトファクトリー（工作室）	1時間につき	500円
ボムズキッチン（調理室）	1時間につき	500円
ラスカルジム（屋内体育室）	1時間につき	500円
屋外キッチンカー設置スペース	1日・1台につき	3,000円

1 アクトギャラリー、クラフトファクトリー、ボムズキッチン及びラスカルジムに係る貸館使用者が参加費その他これに類する費用を徴収する場合は、それぞれに規定する使用料の額の10割を増徴する。

2 第19条に規定する開館時間以外に使用する場合、この表に掲げる使用料の額（前項に該当する場合はその増徴後の使用料の額）の5割を増徴する。

3 使用料の額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

（6）府中市こどもの国条例施行規則（平成5年3月30日規則第6号）

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市こどもの国条例（平成5年府中市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第9条第1項の規定により府中市こどもの国に係る施設及び付属設備等（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の1か月前から7日前までの間に府中市こどもの国貸館使用（使用変更）許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 第1項の申請を行った者がその申請を取り消す場合、同項に定める期間に府中市こどもの国貸館使用取消し届書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（許可書の交付）

第3条 市長は、前条の許可をするときは、府中市こどもの国貸館使用許可（使用変更）許可書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

2 市長は、前条の許可をしないときは、府中市こどもの国貸館使用不許可決定通知書（別記様式第4号）を申請者に交付する。

（許可の取消し等）

第4条 市長は、条例第11条の規定により使用の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくは停止する場合は、府中市こどもの国貸館使用中止命令書（別記様式第5号）を申請者に交付したうえで中止を命ずるものとする。

（端数処理）

第5条 条例第12条に定める別表備考2の規定により使用料を算定する場合において、当該算定した使用料の額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けることができる特別の理由及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために使用するとき 全額
- (2) 市及び教育委員会が主催する行事に使用するとき 全額
- (3) 府中市こどもの国に属するサークルの活動（不特定多数を参加対象とするものに限る。）に使用するとき 全額
- (4) 児童の利用に供するとき 5割減額
- (5) その他市長が市内児童の福祉増進に寄与すると認めたとき 5割減額

2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、府中市こどもの国貸館使用料減免申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号及び第3号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 市の都合により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用の日の7日前までに使用許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、府中市こどもの国貸館使用料還付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(事故の責任)

第8条 使用者の不注意、その他市の責めに帰することができない理由による事故に対しては、市はその責めを負わない。

(備品持出しの禁止)

第9条 こどもの国の備品は、市長の承認を得た場合を除き、こどもの国外に持ち出すことはできない。

(使用者の遵守事項)

第10条 こどもの国を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (2) 陳列品に手を触れないこと。
- (3) こどもの国内を不潔にしないこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) その他市長の指示に従うこと。

(損害賠償)

第11条 使用者が施設等を破損又は滅失したときは、府中市こどもの国施設等損傷（滅失）届（別記様式第8号）を市長に提出するとともに、条例第17条の規定により、その損害を賠償しなければならない。

(備付け帳簿)

第12条 こどもの国には、次の帳簿を備え付け、これを整備しなければならない。

- (1) 指導日誌
- (2) 児童登録カード
- (3) 管理日誌

(4) 会計、経理に関する帳簿

(5) 備品台帳

(6) その他必要な帳簿

(運営協議会)

第13条 条例第22条に規定する府中市こどもの国運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者、学識経験者、子どもの保護者、教職員等の中から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第14条 協議会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選とし、会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行う。

(協議会の会議)

第15条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、健康福祉部女性子ども課において行う。

(指定管理者への適用)

第17条 条例第5条の規定により、指定管理者にこどもの国の管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用等については、次に定めるところによる。

(1) 第2条から第4条まで、第6条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(2) 申請書その他こどもの国の管理上必要な書類の様式については、この規則の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

(委任)

第18条 この規則で定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会の会長が定める。

(7)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条第二項（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十八条までの規定による基準

二 (略)

三 (略)

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(8) 児童館の設置運営について(平成2年8月7日厚生省令発児第123号 厚生事務次官通知)

厚生省発児第123号

平成2年8月7日

○一部改正

第1次改正 厚生省発児第59号

平成3年4月11日

第2次改正 厚生省発児第56号

平成4年4月9日

第3次改正 厚生省発児第59号

平成5年4月1日

第4次改正 厚生省発児第56号

平成9年6月30日

第5次改正 厚生省発児第27号

平成10年3月31日

第6次改正 厚生省発児第97号

平成11年6月9日

第7次改正 厚生省発児第113号

平成12年7月14日

第8次改正 厚生労働省発雇児第0326006号

平成16年3月26日

第9次改正 厚生労働省発雇児0515第5号

平成24年5月15日

各都道府県知事・指定都市市長 殿

厚生事務次官

児童館の設置運営について

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足、交通事故の増加等家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっている。

これらに対処するため、従来から、地域の健全育成の拠点としての児童館の計画的な整備を図ってきたところである。

このたび、豊かな自然の中で、児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、別紙のとおり「児童館の設置運営要綱」を定めたので、その適切な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日付け厚生省発児第8号本職通知「児童館の設置運営について」は廃止する。

(別紙)

児童館の設置運営要綱

第1 総則

1. 趣旨・目的

(1) 児童館は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童厚生施設であって、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とするものである。

(2) 児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)並びにこども基本法(令和4年法律第 77 号)の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することが求められる。

(3) 本設置運営要綱は、その運営理念を踏まえ、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めることができるよう、児童館の設置及び運営について基本的な考え方を示すものである。

2. 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

(1) 小型児童館

市町村内等小地域のこどもを対象とし、一定の設備等要件を備えた児童館。

(2) 大型児童館

都道府県内等広域のこどもを対象とし、一定の設備等要件を具備した児童館。

3. 設置及び運営の主体

(1) 小型児童館

ア 市町村(特別区を含む。以下同じ。)

イ 公益社団法人、公益財団法人(以下、「社団・財団」という。)

ウ 社会福祉法人

エ 次の要件を満たす上記アからウ以外の者(以下「その他の者」という。)

1) 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。即ち、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2) 社会的信望を有すること。

3) 実務を担当する幹部職員(児童館長等)に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。知識経験を有する者とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。

4) 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。特に、直近の会計年度において、児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(2) 大型児童館

都道府県に加え、上記(1)ア～エとする。

4. 対象者

対象地域における 18 歳未満のすべてのこども及びその保護者を対象とする。また、こどもの健全育成に関係する個人・団体もその対象となる。

5. 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23年厚生省令第 63 号。以下、「設備運営基準」という。)に定めるところによるものであることその他、本通知において種別毎に定める内容によること。特に以下の点に留意すること。

(1) 開所時間、開所日は、地域の実情に応じて、利用者の利便性や支援の実効性を勘

案して検討すること。

(2) 設備運営基準に定められた安全計画に基づいた取組を実施すること。

これらの他、具体的な運営に関する事項は、「児童館ガイドラインの改正について」(令和6年 12 月3日こ成環第 300 号こども家庭庁成育局長通知。以下、「児童館ガイドライン」という。)に示していることから、参照すること。

6. 職員

- (1) 児童館には、設備運営基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を置かなければならない。
- (2) 児童厚生員の数は、児童館ごとに2名以上とする。ただし、その1人を除き、児童厚生員を補助する者をもってこれに代えることができる。
- (3) 児童厚生員に加え、必要に応じて、その他の職員を置くこと。特に、中学生、高校生等のこども(以下「中・高校生世代」という。)の支援や、運動・野外・芸術・科学等の体験活動を実施する場合は、当該知識技能を有する者を置くことが望ましい。

7. 関係機関等との連携

- (1) 遊びのプログラム等の提供については、地域の特別な技能等を有するボランティアや NPO 等に積極的に協力を求めるとともに、関心ある人材を養成することに努めること。
- (2) 対象地域の保育所、小学校等関係機関や地域組織等と連携を密にし、こどもや地域の福祉課題等の把握を行うこと。また、児童館活動の広報やこどもの権利に関する普及に努めること。
- (3) 児童館は地域子育て相談機関の実施施設として例示されており、事業の実施にあたっては、こども家庭センターが事業を実施する又は実施に関与するとともに、事業の実施を通じて支援が必要な妊産婦・こども・保護者を把握した場合には、こども家庭センターに当該妊産婦・こども・保護者に関する情報を共有し、必要に応じて支援の内容に関する協議を行うものとする。
- (4) 必要に応じて、児童相談所、保健所、女性相談支援センター等の専門機関とも連携すること。8. こどもに対する性暴力等の防止等学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号)に基づき、事業所内におけるこどもに対する性暴力等を防止するため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を踏まえ適切に対応すること。

9. 経費の補助

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団及び社会福祉法人の設置する児童館(大型児童館においては都道府県を含む)の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第2 小型児童館

1. 機能・役割

小型児童館は、次の機能を有するものであること。これらの機能は互いに関連し合うことから、小型児童館は小地域において、こどもの健全育成に関して総合的に役割を担うものである。

- (1) 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進
- (2) こどもの居場所の提供
- (3) 子育て家庭への支援
- (4) こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進
- (5) 地域の健全育成の環境づくり

2. 設備

建物には、設備運営基準第 37 条に定める集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けることの他、以下の点に留意すること。

- (1) 事務執行に必要な設備を設けることのほか、必要に応じ、相談室、創作活動室及び静養室、スタジオ等を設けること。その際、対象となるこどもの育成に必要な設備を検討すること。
- (2) 他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用するこどもの支援や安全に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。
- (3) 遊戯室は、屋内における運動等の実施が可能な広さを有すること。
- (4) 図書室は、開館時間内にこどもが児童書等にふれることができるコーナー等でも差し支えない。
- (4) 建物内で、放課後児童健全育成事業等の児童福祉法に定められた事業を実施する場合は、当該事業に係る法令

等を遵守した設備等を設けること。

(5) 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上(都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(以下「都市部特例」という。))においては、163.2平方メートル以上)とし、適当な広場を有すること。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上(都市部特例においては、138.84平方メートル以上)として差し支えないこと。

3. 運営

(1) 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。対象となるこどもが実際に利用できる環境となるよう設定すること。

(2) 運営管理の責任者として児童厚生施設の長を定めるとともに、支援するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護、個人情報の管理等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

(3) 児童館を利用するこどもについては、そのこどもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。

(4) 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

(5) 運営内容について、自己評価を行うこと。

4. 活動内容

小型児童館は、設備運営基準第 39 条を踏まえつつ、上記1. 機能・役割を具現化するため、こどもの意見を尊重した上で、以下のような活動を実施する。具体的な内容は「児童館ガイドライン」を参照すること。

- (1) 遊びによるこどもの育成
- (2) こどもの居場所の提供
- (3) こどもの権利や意見を尊重した活動の実施
- (4) 配慮を必要とするこどもへの対応
- (5) 子育て支援の実施
- (6) 地域の健全育成の環境づくり
- (7) ボランティア等の育成と活動支援

なお、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知。以下「旧設置運営要綱」という。)により設置された児童センター、大型児童センターは、その設置目的である体力増進を目的とする活動や中・高校生世代への支援に取り組むこと。

第3 大型児童館

1. 機能・役割

大型児童館は、固有の施設特性を有し、都道府県内等の広域的支援の役割を担う中核的存在である。広域的支援の具体的な範囲は、都道府県が設置する大型児童館は都道府県域を、都道府県以外の者が設置する大型児童館は設置されている市町村や近隣市町村域を想定している。

大型児童館は小型児童館の機能・役割に加え、以下のような機能・役割を担う。

- (1) 対象地域内の児童館の連絡調整・支援
- (2) 広域的な支援の展開
- (3) 専門的な支援の展開具体的な機能・役割については、児童館ガイドラインを参照のこと。

2. 設備

小型児童館2. 設備に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、以下のとおりとする。

- (1) 建物の他に適当な広場を有しており、必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設ける。
- (2) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

(3) 建物の広さは、原則として、2,000 平方メートル以上とする。ただし、旧設置運営要綱における大型児童館 B 型児童館については、原則として、1,500 平方メートル以上とする。

(4) 宿泊設備を有した大型児童館においては、以下の点に留意すること。

ア 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

イ キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

ウ 衛生等に関する関係法令を遵守すること。

3. 運営

(1) 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。対象となるこどもが実際に利用できる環境となるよう設定すること。

(2) 運営管理の責任者として児童厚生施設の長を定めるとともに、支援するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者の人権への配慮、こどもの権利擁護、個人情報の管理等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

(3) 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

(4) 運営内容について、自己評価を行うこと。

4. 活動内容

地域や施設の実情に応じて、活動内容を検討し、実施すること。その際、小型児童館の活動内容や、児童館ガイドラインも参照すること。

特に野外活動を行う場合は、

(1) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。

(2) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。

なお、旧設置運営要綱により設置された大型児童館のうち B 型児童館は、その設置目的である宿泊を伴う野外活動に取り組むこと。

5. 運営

小型児童館5. 運営に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(1) 広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るように配慮すること。

(2) 集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、効率的な利用に配慮すること。

(3) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。

(4) 宿泊活動や野外活動を行う場合は、以下の点に留意すること。

ア 原則として、集団利用であるため、その引率責任者及びこどもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を把握すること。

イ 利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。

ウ 利用するこどもの野外活動に伴う十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。

エ こどもの食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。

(9) 児童館の設置運営について(平成2年8月7日児発第967号 厚生省児童家庭局通知)

児発第967号

平成2年8月7日

○一部改正

第1次改正 児発第356-3号

平成3年4月11日

第2次改正 児発第317号

平成5年4月1日

第3次改正 児発第228号

平成10年3月31日

第4次改正 児発第649号

平成12年7月14日

第5次改正 雇児発第0326016号

平成16年3月26日

各都道府県知事 指定都市市長 殿

厚生省児童家庭局長

児童館の設置運営について

標記については、平成2年8月7日厚生省発児第123号をもって厚生事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長あて通知されたところであるが、その運用に当たっては、特に次の事項に留意し、遺憾のないよう努められたい。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日児発第48号本職通知「児童館の設置運営について」は、廃止する。

1 小型児童館

（1）機能

小型児童館は、次の機能を有するものであること。

ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の自主的な活動に対する支援を行うこと。

イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。

ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。

エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

（2）対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児（以下「幼児」という。）、小学校1年～3年の少年（以下「学童」という。）及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。

（3）運営

ア 運営委員会の設置

児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。

イ 利用児童の把握

児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。

ウ 遊びの指導

小型児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第39条によるほか、次によるものであること。

（ア）児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。

（イ）児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。

（ウ）遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。

（エ）幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。

エ 利用時間

小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めることとし、次によるものであること。

（ア）一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。

（イ）母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。

（ウ）日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとする。

オ 地域社会及び関係機関等との連携

（ア）保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。

（イ）遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者（ボランティア）に協力を求めるとともに、その養成に努めること。

2 児童センター

（1）機能

1の（1）に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

ア 運動に親しむ習慣を形成すること。

イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

ウ 大型児童センターにあつては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

また、児童の社会参加活動や国際交流活動等を進めること。

（2）対象児童

1の（2）に掲げる児童であり、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。

また、大型児童センターにあつては、特に年長児童を優先すること。

（3）運営

1の（3）に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 器材等

（ア）運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であつて屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。

また、大型児童センターにあつては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。

なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。

（イ）運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。

イ 体力増進指導

（ア）児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。

なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましいこと。

(イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行うものとし、継続的に実施すること。

(ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に、医師の意見を徴する必要があること。

ウ 年長児童指導

(ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。

(イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。

(ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。

エ 留意事項

実情に応じ、他の適当な施設・設備を利用して差し支えないこと。

3 大型児童館

(1) A型児童館

ア 機能

2の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の情報を把握し、相互に利用できること。

(イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）及びボランティアを育成すること。

(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。

(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。

(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。

イ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ウ 運営

2の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童の年齢及び利用目的が多岐にわたるので、適切な児童厚生員等職員を配置すること。

(イ) 集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、効率的な利用に配慮すること。

(ウ) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。

(エ) 都道府県の母親クラブ連絡協議会等の事務局を設けるよう配慮すること。

(2) B型児童館

ア 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。

(イ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。

イ 設備

(ア) 20人以上の児童がキャンプ等の野外活動を行える適当な広場や水飲み場、炊事場等を設けること。

(イ) 100人以上の児童が宿泊できる設備を設けること。

ウ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。なお、引率者等の利用にも配慮すること。

エ 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 原則として、集団利用であるため、その引率責任者及び児童の住所、氏名、電話番号、年齢等を登録すること。

(イ) 利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。

(ウ) 野外活動を行うので、十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。

(エ) 児童の食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。

(オ) 広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るように配慮すること。

4 設置及び運営の主体

平成2年8月7日発児第123号厚生事務次官通知の第2の2(4)の要件については、以下のとおりであること。

ア アにおいて「経済的基礎がある」とは、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

イ ウにおいて「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。

ウ エにおいて「財務内容が適正である」とあるが、直近の会計年度において、児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。

(10) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年広島県条例第3号)及び同条例施行規則(平成24年広島県規則第14号)

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(抄)

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第五十二条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

二 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第五十三条 児童厚生施設の設置者は、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、保育士若しくは社会福祉士の資格を有する者その他規則で定める者でなければならない。

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第五十四条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第五十五条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（抄）

(保育の内容)

第四条 条例第四十九条に規定する規則に定める保育の内容は、保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）に従うものとする。

(児童厚生施設の職員)

第五条 条例第五十三条第二項に規定する規則に定める者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 知事が指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは同条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は同項に規定する文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者であつて、二年以上児童福祉業務に従事したものの

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

四 次のいずれかに該当する者であつて、知事（市町が設置又は認可した児童厚生施設にあつては、当該市町の長）が適当と認めた者

イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(11) 府中市こどもの国一時預かり事業実施要綱及び同要領

府中市こどもの国一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情又は社会参加により、一時的に家庭での保育が困難となる場合又は保護者の育児に伴う心理的及び身体的負担を軽減するための支援を必要とする場合に対応するため、府中市こどもの国条例（平成5年条例第1号。以下「条例」という。）第4条第6号に掲げる事業（以下「事業」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施場所及び名称)

第3条 事業の実施場所は、条例第3条第2号に掲げる府中市児童会館（以下「児童会館」という。）内に設置する一時預かり室とする。

2 施設の名称は、「POM保育ルーム」とする。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、法第24条第1項の規定による保育所への入

所の対象とならない児童で、かつ市内に居住する満6か月以上の就学前児童とする。ただし、幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園若しくは入所し、又は児童デイサービスを利用している就学前児童を除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該事業を利用することができる。

（事業内容）

第5条 事業の内容は、前条に掲げる対象児童について、主として昼間、POM保育ルームにおいて一時的に預かり、必要な保護を行うものとする。

（設備基準及び保育の内容等）

第6条 POM保育ルームにおける設備基準及び保育の内容は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第56条第2項に規定する要件を満たすもののほか次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育室 面積31.2平方メートルとし、保育に必要な用具を備えること。
- (2) 室長（管理者） サービスの質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うため、常勤の室長1人を置くこと。ただし、児童会館の長が兼務することを妨げない。
- (3) 職員の配置 対象児童の処遇を行う職員（以下「担当者」という。）の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上で満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね15人につき1人以上とするものとし、事業を利用する乳幼児がいる時間帯については、常に2人以上の担当者を置き、そのうち1人は保育について経験豊富な保育士とすること。ただし、当該職員は、府中市こどもの国及びPOM保育ルームの運営に支障がない範囲において、府中市こどもの国職員が兼務することを妨げない。
- (4) 資格 前号に規定する者のうち、保育士資格を有していない担当者を配置する場合は、市長が保育士等（保育士、保育教諭及び幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者）と同等の知識及び経験を有すると認める次の各号に掲げる者とする。

ア 国が全国共通で創設した子育て支援研修制度に基づき実施される子育て支援員研修のうち、地域保育コースの専門科目「地域型保育」を終了した者

イ 規則第1条の32に定める家庭的保育者

ウ 幼保連携型認定こども園等及び保育所において、常勤1年（1,440時間）相当の保育業務従事経験がある者

(5) 利用定員 利用定員は、おおむね8人とする。ただし、乳児及び満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル、満2歳以上の児童1人につき1.98平方メートルの保育室の面積を確保し、かつ次号の規定により職員を配置する場合は、この限りでない。

(6) 事業 事業の実施に当たっては、厚生労働大臣が定める保育所保育指針に従う。

（休業日）

第7条 事業を実施しない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 府中市児童会館の休館日
- (2) 府中市児童会館の開館日のうち、火曜日、水曜日及び金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）

2 市長が必要と認めたときは、前項に規定する休業日を変更し、又は前項に規定する休業日に事業を実施することができる。

（実施時間）

第8条 事業の実施時間は、原則として午前10時から午後5時までとする。

2 市長が必要と認めたときは、前項に規定する実施時間を変更し、又は前項に規定する実施時間以外の時間について事業を実施することができる。

（利用登録の申込み）

第9条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申込者」という。）は、あらかじめPOM一時預かり事業利用登録申請書（別記様式第1号。）を市長に提出しなければならない。

(利用登録の承諾)

第10条 市長は、前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、POM一時預かり事業利用登録承諾・不承諾・取消通知書(別記様式第2号)により申込者に通知するものとし、利用登録を承諾する場合にあっては、POM一時預かり事業利用登録証明書(別記様式第3号。以下「利用登録証明書」という。)を申込者に交付するものとする。

(利用申請)

第11条 前条の規定により利用登録証明書の交付を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、事業を利用するときは、POM一時預かり事業利用申請書(別記様式第4号。以下「利用申請書」という。)に前条の利用登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、利用者は、電話等により対象児童を特定する情報を伝え、事業を利用する旨をあらかじめ申し出るものとする。

(遵守事項)

第12条 利用者は、市長の指示する事項を遵守しなければならない。

(利用登録の不承諾等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録を承諾しないものとし、又は既に利用登録を承諾した場合にあっては当該承諾を取り消し、POM一時預かり事業利用登録承諾・不承諾・取消通知書により申込者又は利用者に通知するものとする。

- (1) 事業の利用を希望する児童が第4条に規定する対象児童に該当しないとき。
- (2) 申込書の記載に偽りがあると市長が判断したとき。
- (3) 市長の指示する事項を遵守しないとき。
- (4) その他市長が事業の利用上不適当と認めるとき。

(一時預かり児童名簿等)

第14条 市長は、第10条の規定により利用登録を承諾した児童(以下「利用児童」という。)を、別に定める一時預かり児童名簿に登録するとともに、利用登録時に取得した利用児童及び家庭等に関する情報、事業の利用状況及び事業利用中の経過を記録する帳簿等を備えなければならない。

(利用日数)

第15条 利用児童1人の預かり日数は、1か月につき14日以内とする。

(事業利用料)

第16条 市長は、事業利用料として別表に定める額を、当該事業の利用日当日に利用者から徴収する。ただし、指定管理者による運営の場合は、府中市こどもの国における私的契約利用収入とする。

2 既納の事業利用料は、原則として返還しない。

(円滑な保育の提供)

第17条 市長は、事業の実施に当たっては、あらかじめ利用児童を伴った保護者の施設見学、利用児童との面談、慣らし保育等を勧奨することにより、円滑な保育の提供に努めるための工夫を行うものとする。

(安全確保)

第18条 利用児童の安全確保に当たっては、十分な施設管理及び人員配置に留意して事故の防止に努めるとともに、不慮の事故に対応するため必要な保険に加入する等の措置を講じなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表

時間区分	事業利用料
1時間以内の利用	500円

4時間以内の利用	1, 0 0 0 円
4時間を超える利用	2, 0 0 0 円
実施時間外の利用 (原則的な利用範囲を超えて市長が事業を利用することが必要と認めるときに限る。)	1時間あたり 5 0 0 円

府中市こどもの国一時預かり事業実施要領

(目的)

第1条 府中市こどもの国一時預かり事業実施要綱（以下「要綱」という。）の円滑な実施を目的とし、事業の実施に関し必要な事項について定める。

(対象児童)

第2条 要綱第1条の目的を達成するため、要綱第4条第1項の規定にかかわらず、当面の間、一時預かり事業（以下「事業」という。）の対象となる児童を次のとおりとする。

(1) 要綱第4条第1項に定める児童

(2) 市内に居住する満6ヶ月以上の就学前児童で、かつ要綱第4条に掲げる保育所、幼稚園等（以下「保育所等」という。）に入所している児童（保育所等が休業であるために本来通うべき保育所等に通うことができない等、やむを得ない理由がある場合に限る。）

(3) 市内に居住する小学校1年生以上かつおおむね小学校3年生までの児童（小学校が休業であるために本来通うべき小学校に通うことができない等、特にやむを得ない理由がある場合に限る。）

(4) 市内に居住していない児童で、前三号に掲げるいずれかの要件（居住要件を除く。）を満たす児童

2 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童デイサービスを利用している就学前児童等についても事業の対象とするよう努めるものとする。ただし、その可否については、市及び指定管理者の協議により判断することとする。

(事業提供の拒否)

第3条 事業の提供中若しくは提供開始前に次の各号の一に該当したときは、室長は当該利用児童に係る事業の提供を拒否し、または中断することができる。

(1) 利用児童が他の利用者へ感染するおそれのある伝染病に罹患していると認められる場合。

(2) 利用児童が病気・発熱等で体調がすぐれない場合。なお、事業提供の拒否若しくは中断の基準となる発熱とは、利用開始前の検温で体温が37.5℃を超えた場合、若しくは利用中に38℃を超えた場合をいう。なお、発熱にかかわらず、利用児童の顔色・状態が悪い場合と室長が判断した場合を含む。

(3) 利用児童が病中若しくは病気回復期にある児童である場合。

(4) 利用児童の受け入れにより定員を超える場合。

(5) 開室日の9時30分時点、若しくは事業提供時間中に大雨洪水警報等が発令されるなど、特に送迎に際し危険が伴うと室長が判断した場合。

(利用の申込み)

第4条 事業の全部又は一部を指定管理者に委託している場合、要綱第9条から第11条まで及び第13条に規定する利用の申し込み受付及び利用の承諾並びに不承諾については、市長の委託に基づきPOM保育ルーム室長が所掌する。ただし、内容に疑義があるものについては適宜市長（府中市女性子ども課）あてに確認を求めること。

(利用者登録)

第5条 要綱第9条に定める一時預かり事業の利用登録にあたっては、申込者は、指定管理者に対しあらかじめ次に定める情報を記載したPOM一時預かり事業利用登録申請書を提出しなければならない。

- (1) 利用登録申請日
- (2) 対象児童の住所、氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、持病その他保育において保育者が知るべき事項
- (3) 対象児童の保護者（申込者）の住所、氏名（ふりがなを含む。）、生年月日、緊急連絡先電話番号その他必要な事項、世帯の状況
- (4) 送迎を行う可能性がある者の氏名、続き柄及び緊急連絡先
- (5) 利用を申し込む理由

2 前項の利用登録にあたっては、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 対象児童の健康保険証の写し
- (2) 保護者が確認できる書類（自動車運転免許証等）
- (3) 送迎を行う可能性がある者の顔写真（本人が特定できるものに限る。）

3 第1項の申請は、原則として利用希望日の前日正午までに行うこととする。

4 第1項第4号に掲げる緊急連絡先については原則として携帯電話番号とするが、事業の全部又は一部を指定管理者に委託している場合、指定管理者においてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用し多様な連絡方法を確保するよう努めること。

5 室長は、利用登録にあたって保護者及び児童に対する面談を実施し、個人調査票を作成する等、事業の円滑な利用に努めること。

（利用の承諾）

第6条 要綱第10条に規定する利用登録承諾にかかる期間は、当該申請日の属する年度の末日までとする。

2 事業の全部又は一部を指定管理者に委託している場合、同条に定める事業利用に係る承諾、不承諾及び取消の判断にあたっては、市と連携を図ること。なお、市内居住の有無については、利用児童の健康保険証記載の住所により判断して差し支えない。

3 同条に規定するPOM一時預かり利用登録証明書には次の内容を記載しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 児童の氏名及び生年月日
- (3) 事業利用登録承諾にかかる期間
- (4) その他必要な事項

（利用申請）

第7条 当面の間、利用者は、要綱第11条に定めるPOM一時預かり事業利用申請書の提出若しくは事前予約を原則として各利用希望日の30日前から3日前（当該日が府中市児童会館の休館日にあたる場合はその前日）の正午までに行うものとし、定員数に達した時点で室長は当該日の利用受付を終了するものとする。

2 利用者が前項の事前予約を行った場合、利用当日の受付時までにはPOM一時預かり事業利用申請書を提出するものとする。

3 室長は、第1項の規定にかかわらず、利用定員に空きがある場合には利用希望日当日の利用申請についても対応するよう努めるものとする。

4 室長は、利用料を利用当日の受付時に現金で徴収することとする。

5 室長は、利用当日の受付時に児童の健康状態の確認（検温等）を行うこととする。

6 利用者は、利用当日次の各号に掲げる書類及び物品等を持参することとする。

- (1) 児童の健康保険証・乳幼児医療証の写し
- (2) 飲み物、コップ（割れにくいもの）
- (3) 着替え、おむつ・おしりふき、食事（弁当、ミルク（1回分ずつ）と哺乳瓶など調乳に必要な用具一式）、おしぼり（口拭きタオル）、エプロン等（必要に応じ）

7 児童の送迎にあたっては申請者若しくは利用登録時に登録のあった者が送迎を行うこととなるが、室長はいずれの場合であっても本人確認が可能な書類（自動車運転免許証、保険証等）の提示を求めることとする。

（利用中止の申請）

第8条 利用者は、事前予約を行った時間について利用しない場合には、電話または来室にて利用の取り止めを行うこととする。

2 事業利用開始時刻までに前項の連絡がない場合、利用の有無にかかわらず料金を支払うものとする。

（事業実施上の留意点）

第8条 事業実施にあたり、室長は次の点に留意すること。

（1）室長は、利用中の利用児童の経過を記録するための連絡帳を作成するなど、利用児童の保護者に対する情報提供に努めること。

（2）室長は、利用登録証明書、連絡帳その他利用児童の保護者に交付すべき帳票について実費を徴収することができる。その金額については市長との協議を行うこと。

（3）事業実施において、投棄の対応は行わないこと。

（4）利用児童の体調が事業提供中に急変した場合において、保護者に連絡することはもとより、状況に応じてしかるべき医療機関に連絡し、医師の指示により医療機関まで移送すること。なお、受診にかかる費用負担、またその症状に関する一切の責任は保護者が負うものとする。

（経費）

第9条 要綱第4条に定める保育に必要な用具については、当初必要であるものについては市において整備するものとし、その後の小修繕若しくは消耗品の補充等については事業の運営に要する経費として、人件費、職員の研修に要する費用等と併せ指定管理者の負担とする。

（協議）

第10条 事業の全部又は一部を指定管理者に委託している場合、要綱第7条に定める休業日、第8条に定める実施時間及び第16条に定める事業利用料については、市と指定管理者との協議により定める。なお、事業利用料については要綱別表に掲げる金額を上限額とする。

（情報の保護）

第11条 室長は、利用者台帳、利用児童の経過等の個人情報について、一時預かり事業に利用する以外の用途では使用しないとともに、府中市個人情報保護条例等関係法令にのっとり、漏洩、滅失、既存の防止のために最大限の注意を払い、適切な管理を行わなければならない。

（補償）

第12条 室長は、施設内の施設・設備・用具の不備又は職員の業務活動中の過失によって発生した偶発的な事故に起因して利用者の生命や身体を害したり、財物を滅失、破損した場合に対する保険に加入する等、不測の事態に対して補償することのできる態勢を整えること。

（市への協力）

第13条 事業の全部又は一部を指定管理者に委託している場合、要綱第6条における広島県知事への届け出等その他必要な範囲において、指定管理者は必要な書類を市に提出する等の協力を行う。

（その他）

第14条 事業の全部又は一部を指定管理者に委託している場合、要綱及び本要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長及び指定管理者の協議による。

附 則

（施行期日）

第1条 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

第2条 市は、第7条の利用申請受付にあたって、利用実績を踏まえたうえで第2条第1項各号に掲げる順に優先的な利用が可能となるような配慮をしなければならない。

(12)府中市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月20日条例第21号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び下水道事業管理者をいう。

2 この条例において「市等の機関」とは、市の機関及び市の区域内に存する財産区（財産区議会又は財産区総会が置かれている場合にあっては、当該財産区議会又は財産区総会を除く。）をいう。

3 この条例において「市等の機関等」とは、市等の機関及び地方独立行政法人府中市病院機構をいう。

4 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 市等の機関等が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年府中市条例第21号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市等の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(府中市個人情報保護・情報公開審査会への諮問)

第8条 市等の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、府中市個人情報保護・情報公開審査会条例（令和4年府中市条例第22号）第2条に規定する府中市個人情報保護・情報公開審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 市等の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

(13)府中市個人情報の保護に関する法律等施行規則(令和4年12月20日規則第33号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年府中市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な細則を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（別記様式第1号）の集合物とする。

(開示請求書等)

第3条 条例第3条の開示請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第2号）によるものとする。

3 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（別記様式第3号）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（別記様式第4号）

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第5号）

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第5条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第6条 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第7号）によるものとする。

(事案の移送に関する手続等)

第7条 市等の機関等は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（別記様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記様式第9号）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続)

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（別記様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（別記様式第11号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第12号）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（別記様式第13号）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第9条 法第87条第1項の規定により、市等の機関等が、保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法を定めようとするときは、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法を定めるようにするものとする。

（1）音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第11条第1項第2号において同じ。）に複製したものの交付

（2）映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

（3）前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施方法等の申出）

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第14号）によるものとする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第11条 条例第4条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）市又は財産区の設置する複写機により写しを作成する場合及び市又は財産区の設置する印刷機により用紙に出力する場合 次の表に掲げる金額

	日本産業規格A列4番	日本産業規格A列3番
単色	10 円	20 円
カラー	20 円	40 円

（2）光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合 当該複製に要する実費

（3）その他当該電磁的記録に応じて適切な方法により開示する場合 当該開示に要する実費

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、事務所における開示の実施にあつては現金により、写しの送付の方法による開示の実施にあつては納付書、郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、納付書又は郵便切手で納付する方法とする。

（訂正請求書等）

第12条 条例第5条の訂正請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 訂正請求の年月日

(2) 訂正請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第15号）によるものとする。

3 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（別記様式第16号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第17号）

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別記様式第18号）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第19号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第20号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第16条 市等の機関等は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記様式第21号）を交付するものとする。

2 法第96条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記様式第22号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第17条 法第97条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（別記様式第23号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第18条 条例第6条の利用停止請求書に記載する事項として規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 利用停止請求の年月日

(2) 利用停止請求者の連絡先

(3) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

2 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第24号）によるものとする。

3 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報法第98条第1項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

4 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（別記様式第25号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第26号）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別記様式第27号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第20条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第28号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第29号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第22条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

(1) 開示決定等 諮問書（開示決定等）（別記様式第30号）

(2) 訂正決定等 諮問書（訂正決定等）（別記様式第31号）

(3) 利用停止決定等 諮問書（利用停止決定等）（別記様式第32号）

(4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為）（別記様式第33号）

2 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（別記様式第34号）によるものとする。

【注】府中市こどもの国指定管理業務仕様書第6に掲げる法令等の概要については以上であるが、指定管理業務遂行にあたっては、その他の児童館運営等にかかる法令等及び通知等についても当然に遵守されたい。